

## 関係法令（抜粋）

## ○広島市環境影響評価条例（平成11年3月31日広島市条例第30号）

(環境配慮指針の策定等)

## 第4条（略）

2 市長は、環境配慮指針を定め、又は変更しようとするときは、広島市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

3 市長は、環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(技術指針の策定等)

第6条 市長は、環境影響評価及び事後調査が、科学的知見に基づき適切に行われるようにするため、次に掲げる事項を記載した技術上の指針(以下「技術指針」という。)を策定するものとする。

(1) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(2) 環境の保全のための措置

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境影響評価及び事後調査に関する事項

2 第4条第2項及び第3項の規定は、技術指針について準用する。

## ○環境影響評価法（平成9年法律第81号）

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項、第4項又は第5項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配慮して第5条第1項第七号に掲げる事項に検討を加え、第2条第2項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

## ○発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）〔発電所アセス省令〕

(環境影響評価の項目の選定)

第21条 特定対象事業に係る環境影響評価の項目の選定は、当該特定対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる特定対象事業に伴う当該影響要因について当該別表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、前条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性に関する情報を踏まえ、当該選定を行うものとする。

一～四（略）

五 太陽電池発電所 別表第五

六（略）

(手法の選定)

第23条 前条第1項の規定による手法の選定における参考項目に係る調査及び予測の手法の選定については、第21条第1項各号に定める別表備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と特定対象事業特性との相違を把握した上で、参考項目ごとに次の各号に掲げる発電所の区分に応じ当該各号に定める別表に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下この条及び別表第七から別表第十二までにおいて「参考手法」という。）を勘案しつつ、最新の科学的知見を踏まえるよう努めるとともに、第20条の規定により把握した特定対象事業特性及び特定対象地域特性を踏まえ当該選定を行うものとする。

一～四（略）

五 太陽電池発電所 別表第十一

六（略）

別表第五(第二十一条関係)

影響要因の区分	環境要素の区分		環境要素の区分
	大気環境	水環境	
影響要因の区分	大気質	水質	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素
	騒音	その他	
影響要因の区分	振動	その他	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
	水の濁り	その他	
影響要因の区分	重要な土地	その他	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
	地形及び地盤	その他	
影響要因の区分	重要な種及び	重要な種及び	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
	注目すべき生息地	重要な種及び	
影響要因の区分	重要な種及び	重要な種及び	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
	重要な種及び	重要な種及び	
影響要因の区分	地域を特徴づける生態系	生態系	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	景観	
影響要因の区分	主要な自然の動植物の場	自然の動植物の場	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素
	産業廃棄物	産業廃棄物	
影響要因の区分	残土	残土	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

備考

一〇印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあることを示す。

一 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

イ 工事の実施に関する内容

(1) 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、養生、伐採樹木、廃材の搬出を行う。

(2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行う。

(3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、既設土等による敷地、調整池、搬入道路の造成、蓋地を行う。

ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

(1) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された太陽電池発電所を有する。

(2) 施設の稼働として、太陽電池発電所の稼働を行う。

三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

四 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。

五 この表において「重要な地形及び地質」とは、重要な種及び重要な群落、重要な種及び重要な群落、土地の形状が保持される性質をいう。

六 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。

七 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

八 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。

九 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。

十 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

(発電所アセス省令 別表第十一)

別表第十一 (第三十三条関係)

参考項目		参考手法
環境要素の区分	影響要因の区分	
粉じん等	工事に資材等の搬出入	<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>

		<p>八 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 工事に資材等の搬出入に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
建設機械の稼働		<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

騒音	工事用資材等の搬出入	九 予測対象時期等 建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
		<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 道路交通騒音の状況</p> <p>ロ 沿道状況</p> <p>ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p>

建設機械の稼働	工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による騒音に係る環境影響が最大となる時期	九 予測対象時期等 建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期
		<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 騒音の状況</p> <p>ロ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については騒音規制法第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等</p>

振動	<p>施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 騒音の状況</li> <li>ロ 地表面の状況</li> </ul> </li> <li>二 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻</p> </li> <li>三 調査地域 <p>音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> </li> <li>四 調査地点 <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> </li> <li>五 調査期間等 <p>音の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> </li> <li>六 予測の基本的な手法 <p>音の伝搬理論に基づく計算</p> </li> <li>七 予測地域 <p>第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> </li> <li>八 予測地点 <p>音の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> </li> <li>九 予測対象時期等 <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を規定することができる場合に限る。）</p> </li> </ul>
振動	<p>工事用資材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 調査すべき情報</li> </ul>

建設機械の稼働	<p>等の搬出入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 交通量に係る状況</li> <li>二 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> </li> <li>三 調査地域 <p>工事用資材等の搬出入に使用する自動車が行き交う予定の路線及びその周辺区域</p> </li> <li>四 調査地点 <p>振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> </li> <li>五 調査期間等 <p>振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> </li> <li>六 予測の基本的な手法 <p>事例の引用又は解析</p> </li> <li>七 予測地域 <p>第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> </li> <li>八 予測地点 <p>振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> </li> <li>九 予測対象時期等 <p>工事用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による振動に係る環境影響が最大となる時期</p> </li> </ul>
建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>地盤の状況</li> </ul> </li> <li>二 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> </li> <li>三 調査地域</li> </ul>

水の濁り	<p>達成等の施工による一時的な影響</p> <p>一 調査すべき情報 浮遊物質量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法</p> <p>三 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p>
	<p>振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえ、第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえ、振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえ、前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 建設機械の稼働による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>

地形変化及び施設の存在	<p>一 調査すべき情報 浮遊物質量の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号の情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法</p> <p>三 調査地域 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び</p>
	<p>浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測地点 浮遊物質量の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等 達成等の施工による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>

<p>重要な地形及び地質</p>	<p>地形改変及び施設の存在</p>	<p>五 調査期間等          浮遊物質の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>六 予測の基本的な手法          事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域          第三号の調査地域のうち、浮遊物質の拡散の特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 調査地点          浮遊物質の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>九 予測対象時期等          水の濁りの特性を踏まえ、水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>重要な地形及び地質</p>	<p>地形改変及び施設の存在</p>	<p>一 調査すべき情報          イ 地形及び地質の状況          ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法          文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域          対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点          地形及び地質の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p>

<p>土地の安定性</p>	<p>地形改変及び施設の存在</p>	<p>五 調査期間等          地形及び地質の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p> <p>六 予測の基本的な手法          重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域          第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等          地形及び地質の特性を踏まえ、重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>土地の安定性</p>	<p>地形改変及び施設の存在</p>	<p>一 調査すべき情報          土地の安定性の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法          文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域          対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点          土地の特性を踏まえ、前号の調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査時期等          土地の特性を踏まえ、第三号の調査地域における土地の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p> <p>六 予測の基本的な手法          土地の安定性について、表層土壌や地質の改変の程度を把握した上で、斜面安定解析等の土質工学的手法</p>

反射光	地形改変及び施設の存在	七 予測地域 土地の特性を踏まえ、土地の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、第三号の調査地域に準ずる
		八 予測対象時期等 土地の特性を踏まえ、土地の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期
		一 調査すべき情報 イ 土地利用の状況 ロ 地形の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 反射光の特性を踏まえ、前号の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 反射光の特性を踏まえ、第三号の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 反射光の特性を踏まえ、反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期

重要な種及び注目すべき生息地	造成等の施工による一時的な影響	一 調査すべき情報 イ 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類に関する動物相の状況 ロ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 六 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域 八 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえ、重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
	地形改変及び施設の存在	
重要な種及び重要な群生	造成等の施工による一時的な影響	一 調査すべき情報 イ 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 ロ 重要な種及び重要な群生の分布、生育の状況及び生育環境の状況



地形改変及び施設の存在	一 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
	二 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域
地形改変及び施設の存在	三 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路
	四 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
地形改変及び施設の存在	五 予測の基本的な手法 重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析
	六 予測地域 第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるとおそれがある地域
地形改変及び施設の存在	七 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえ、重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期
	八 調査すべき情報 イ 動植物その他の自然環境に係る概況 ロ 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生態環境若しくは生育環境の状況
地域を特徴づける生態系	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
地形改変及び施設の存在	三 調査地域

地形改変及び施設の存在	一 調査すべき情報 イ 主要な眺望点 ロ 景観資源の状況 ハ 主要な眺望景観の状況
	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
地形改変及び施設の存在	三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域
	四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路
地形改変及び施設の存在	五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
	六 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生態又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析
地形改変及び施設の存在	七 予測地域 第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を受けるとおそれがある地域
	八 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえ、注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	一 調査すべき情報 イ 主要な眺望点 ロ 景観資源の状況 ハ 主要な眺望景観の状況
主要な眺望景観	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
主要な眺望景観	三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域
主要な眺望景観	四 調査地点 調査地域における景観の特性を踏まえ、前号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主

<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>工事用資材等の搬出入</p>	<p>主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 調査地域における景観の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>六 予測の基本的な手法 イ 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握し、事例の引用又は解析 ロ 主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 調査地域における景観の特性を踏まえ、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
		<p>一 調査すべき事項 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 工事用資材等の搬出入に使用する自動車の運行が予定される路線及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前身の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ</p>

<p>地形改変及び施設の存在</p>		<p>れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p> <p>六 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
		<p>一 調査すべき事項 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、前身の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>

		<p>六 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>七 予測地域 第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>八 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
産業廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	<p>一 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工事期間</p>
	地形改変及び施設の存在	<p>一 予測の基本的な手法 イ 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握 ロ 適切な処理・処分の方策の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 発電事業の終了時</p>

残土	<p>造成等の施工による一時的な影響</p> <p>一 予測の基本的な手法 残土の排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工事期間</p>
備考	<p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>二 この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。</p> <p>三 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群集」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。</p> <p>四 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。</p> <p>五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。</p> <p>七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。</p> <p>八 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの</p>

